



## 労働トラブルを未然に防ぐ

# 就業規則作成上の留意点

—配転・出向、降職・降格と想定しておくべき規定例—

本セミナーでは、前回に引き続き、各種の労働トラブル事例を念頭において、その対応上のポイントとともに、就業規則作成上の留意点を解説します。

今回は、配転・出向、降職・降格に関する就業規則上の定めや人事権行使にあたっての法的留意点という基本的な理解とともに、近時のテーマである賃金減額を伴う配転命令や会社都合による降職・降格に関する論点についても解説し、最後にケーススタディを取り上げます。

**日時** 令和6年7月31日(水)  
午後3時～5時

**講師** 弁護士 山中 健児  
(石寄・山中総合法律事務所代表弁護士)

**開催方法** WEB開催  
(Microsoft Teams meeting を使用)

**定員** 100名

**対象者** 企業の経営者、人事担当者、現場管理職

**参加費** 5,500円(税抜5,000円)

※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。

**申込方法** FAX 又はメールでお申し込みください(申込み〆切り7月25日(木))。

### 【講義プログラム】

- |   |  |
|---|--|
| 1. 人事異動の種類<br>(1) 配転 (2) 出向 (3) 転籍                          | 4. 降職・降格<br>(1) 降職・降格命令の根拠<br>(2) 降職・降格命令と権利濫用の判断            |
| 2. 人事異動命令の根拠<br>(1) 配転に関する規定<br>(2) 出向に関する規定<br>(3) 転籍と個別同意 | 5. 賃金減額・会社都合との関係<br>(1) 賃金減額を伴う配転・出向命令<br>(2) 会社都合による降職・降格命令 |
| 3. 配転・出向命令と権利濫用の判断<br>(1) 業務上の必要性の判断<br>(2) 職業上・生活上の不利益の判断  | 6. ケーススタディ(裁判例より)<br>・判断のポイント ・実務上の留意点<br>7. まとめと質疑応答        |

【今後の開催予定】 9月11日(水) 午後3時～5時(テーマは追ってご案内します)

# 参加申込書

石寄・山中総合法律事務所 宛

※本申込書に必要事項をご記入頂き、下記いずれかの方法でお申し込み下さい。

FAX送信にてお申し込み頂く場合 FAX 番号：03-3272-2991

Eメールにてお申し込み頂く場合 送信先アドレス：seminar@iylaw.jp

(本申込書をPDF化し、添付ファイルで送信して下さい) ※申込み〆切り7月25日(木)

<p>「労働トラブルを未然に防ぐ就業規則作成上の留意点 —配転・出向、降職・降格と想定しておくべき規定例—」</p> <p>日時：令和6年7月31日(水)午後3時～午後5時 (WEB開催 [Microsoft Teams meeting を使用]) 定員 100名</p> <p>参加費：1名様あたり5,500円(消費税抜5,000円)</p> <p>※お申込書にご記載頂いた宛先に請求書を送付させていただきます。 ※石寄・山中総合法律事務所の顧問先企業は1社あたり4名様まで無料とさせていただきます。</p>	
会社・団体名	<input type="checkbox"/> 顧問 <input type="checkbox"/> 非顧問 該当する箇所にチェック☑をお願いします。
住所 〒	
所属・役職 (代表者) 氏名	Eメール @ ※申込手續完了後に Teams の接続情報を上記のアドレスにご案内させていただきます(複数名でご参加の場合にも代表者様のアドレス宛てに一括してご案内させていただきます)。
TEL ( )	FAX ( )
その他の参加者 所属・役職	氏名
※顧問先企業は、4名様まで無料とさせていただきます。 ※定員の都合上、1社あたり最大5名までとさせていただきます。	
【請求書の送付先】(顧問先企業で5名お申込の場合又は非顧問先企業の場合) 該当する箇所にチェック☑をお願いします。 <input type="checkbox"/> 上記住所・代表者と同じ <input type="checkbox"/> 下記のとおり(上記住所・代表者と異なる場合のみご記入下さい)	
送付先住所	
所属・役職・ご担当者氏名	

※ご記載頂いた情報については、本セミナーでの利用のほか、今後のセミナーのご案内にも利用させていただきます。